(9)　児童福祉法に基づく指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十五号）第四条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者（当該事業を行う事業所が児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十三条に規定する児童発達支援センター又は主として重症心身障害児（同法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。以下同じ。）を通わせるものである場合を除く。）及び同令第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者（当該事業を行う事業所が主として重症心身障害児を通わせるものである場合を除く。）

(10)　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）第五条第二十四項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十六項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者、同条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者並びに同法第七十七条及び第七十八条に規定する地域生活支援事業を行う者（同法第五条第二十四項に規定する移動支援事業を行う者、同条第二十五項に規定する地域活動支援センターを経営する事業を行う者及び同条第二十六項に規定する福祉ホームを経営する事業を行う者を除く。）

(11)　学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校（社会福祉法及び介護福祉法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条に規定する登録特定行為事業者に限る。）

五　在宅患者訪問栄養食事指導料に規定する別に厚生労働大臣が定める患者

疾病治療の直接手段として、医師の発行する食事箋に基づき提供された適切な栄養量及び内容を有する別表第三に掲げる特別食を必要とする患者、がん患者、摂食機能若しくは嚥下機能が低下した患者又は低栄養状態にある患者

五の二　在宅療養後方支援病院の施設基準等

(1)　在宅療養後方支援病院の施設基準

イ　許可病床数が二百床以上の保険医療機関である病院であること。

ロ　在宅療養後方支援を行うにつき十分な体制が整備されていること。

(2)　在宅患者共同診療料に規定する別に厚生労働大臣が定める疾病等

基本診療料の施設基準等別表第十三に掲げる疾病等

五の三　在宅療養指導管理料に規定する別に厚生労働大臣の定める患者

十五歳未満の者であって人工呼吸器を使用している状態が十五歳未満から継続しているもの又は十五歳以上のものであって人工呼吸器を使用している状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）

五の四　在宅患者訪問褥瘡管理指導料の施設基準

(1)　医師、看護師及び管理栄養士からなる在宅褥瘡対策チームを構成していること。

(2)　在宅褥瘡対策チームに、在宅褥瘡管理者を配置すること。

(3)　在宅における重症化予防等のための褥瘡管理対策を行うにつきふさわしい体制が整備されていること。

六　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬

別表第九に掲げる注射薬

六の一の二　注入器加算に規定する注射薬

別表第九の一の二に掲げる注射薬

六の一の三　注入ポンプ加算に規定する注射薬

別表第九の一の三に掲げる注射薬

六の二　在宅妊娠糖尿病患者指導管理料及び血糖自己測定器加算に規定する厚生労働大臣が定める者

妊娠中の糖尿病患者又は妊娠糖尿病の患者であって周産期における合併症の危険性が高い者（血糖の自己測定を必要とするものに限る。）

六の三　在宅血液透析指導管理料の施設基準

在宅血液透析に係る医療を提供するにつき必要な体制が整備されていること。

六の四　在宅小児経管栄養法指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

(1)　経口摂取が著しく困難な十五歳未満の者

(2)　十五歳以上の者であって経口摂取が著しく困難である状態が十五歳未満から継続しているもの（体重が二十キログラム未満である場合に限る。）

六の五　在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料に規定する厚生労働大臣が定める保険医療機関の保険医

緩和ケアに関する研修を受けた医師

六の六　在宅難治性皮膚疾患処置指導管理料に規定する疾患

別表第九の一の四に掲げる疾患

六の七　在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理料の施設基準

在宅植込型補助人工心臓（非拍動流型）指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。

六の八　持続血糖測定器加算の施設基準

(1)　当該保険医療機関内に当該測定器の使用につき必要な医師が配置されていること。

(2)　当該測定器の使用につき十分な体制が整備されていること。

七　地域医療連携体制加算の施設基準

(1)　診療所であること。

(2)　夜間、休日等における緊急時の体制を継続的に確保するため、診療報酬の算定方法別表第二歯科診療報酬点数表（以下「歯科点数表」という。）区分番号Ａ０００に掲げる初診料の注２の届出を行った病院である保険医療機関及びその他の歯科の保険医療機関との連携による地域医療支援体制を備えていること。

七の二　在宅歯科医療推進加算の施設基準

(1)　歯科医療を担当する診療所である保険医療機関であること。

(2)　当該診療所で行われる歯科訪問診療の延べ患者数が月平均５人以上であり、そのうち六割以上の患者が歯科訪問診療１を算定していること。

八　在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)及び在宅患者歯科治療総合医療管理料(II)の施設基準等

(1)　在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)及び在宅患者歯科治療総合医療管理料(II)の施設基準

イ　当該療養を行うにつき、十分な経験を有する常勤の歯科医師により、治療前、治療中及び治療後における当該患者の全身状態を管理する体制が整備されていること。

ロ　歯科医師が複数名配置されていること又は歯科医師が一名以上かつ歯科衛生士若しくは看護師が一名以上配置されていること。

ハ　当該患者の全身状態の管理を行うにつき十分な装置・器具を有していること。

ニ　緊急時に円滑な対応ができるよう、別の保険医療機関との連携体制（病院である医科歯科併設の保険医療機関にあっては、当該保険医療機関の医科診療科との連携体制）が確保されていること。

(2)　在宅患者歯科治療総合医療管理料(I)に規定する疾患

別表第六に掲げる疾患

第五　検査

一　検体検査実施料に規定する検体検査

別表第九の二に掲げる検査